

# 民有地緑化助成制度

## 緑あふれる魅力的なまちづくりのため、 優良な民有地緑化に助成します

事前  
申請

### 助成の対象となる主な内容

- ・ 植栽（苗木、支柱、肥料、作業費など）
- ・ 植栽基盤（客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など）
- ・ 灌水施設（散水栓、給水管、排水管）

### 助成の条件

| 事業名    | 地域要件             | 規模要件        | 評価要件   |
|--------|------------------|-------------|--|
| 緑化工事※1 | 豊橋市内の市街化区域内であること | 50㎡以上<br>※2 | 以下の項目を1つ以上満たす事<br>① 公開性があること ※3<br>② 緑化重点地区内であること<br>③ 緑化面積が500㎡以上であること<br>④ 中高木の緑化面積が緑化面積全体に対して25%以上あること<br>⑤ 敷地面積のうち緑化面積の割合である緑化率が20%以上であること |
| 生垣工事   |                  | 15m以上       | 以下の項目を全て満たす事<br>① 生垣設置の接道延長が1m以上であること<br>② 1m当り2本以上の植栽間隔であること<br>③ 道路に面している長さが3m以上であること  |

- ※1 緑化工事とは、空地緑化（庭の緑化を含む）・屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化をいう。
- ※2 緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。
- ※3 公開性とは、①緑化施設が一般に開放されていること②緑化施設が接道から60%以上見ることができるとのいずれかをいう。

### 受付期間

- ・ 令和8年4月1日より開始
- ・ ※予算に達した時点で受付を終了します。
- ・ ※受付年度の3月15日までに完了する必要があります。

### 助成金交付額

- ・ 交付率1/2
- ・ 屋上緑化、壁面緑化、3万円/㎡まで 空地緑化の場合、1.5万円/㎡まで
- ・ 駐車場緑化の場合、2万円/㎡まで 生垣設置の場合、5千円/mまで
- ・ 予算の残額等により交付額に上限額があります。

### 留意事項

- ・ **助成対象となるか確認するため、申請前に公園緑地課へ相談してください。**
- ・ 緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- ・ 管理放棄や撤去などは助成金の返還を求める場合があります。
- ・ 申請に当り、関係法令等を遵守した上で申請してください。
- ・ 本助成金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われる場合がありますので、税務署にてご確認ください。
- ・ この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- ・ その他、他の助成金を受ける場合の取扱いなど詳しくはお問合わせください。